

節電企業に対する「電気料金割引制度」(日本)

1. 「電気料金」の決まり方は？

「電気料金」は利用者の契約電力量によって、その料金体系が異なります。家庭向け料金は、電力会社の経費や燃料コストの変動をもとに決められた一律の料金体系です。一方、契約電力量の多い企業の場合は、電力会社との間で、最大使用量などの条件をもとに個別の契約を結びます。

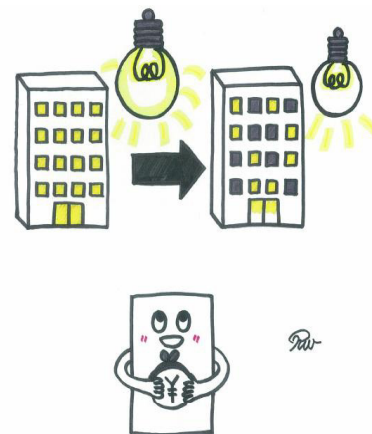
2. 最近の動向

この冬、東北電力などの電力5社(北海道・東北・関西・四国・九州)は、企業向けの「電気料金割引制度」を新たに導入することを決めました。この制度は、「節電幅に応じて、電気料金を割引く」ものです。

詳細は電力会社によって異なりますが、主な対象は契約電力が500キロワット以上の企業(大口需要家)です。

例えば、東北電力の場合、契約電力5,000キロワットの企業が、使用電力を4,000キロワットに抑えた場合、節電した1,000キロワット分について、基本料金を割引きます。

関西電力の場合には、契約電力が50キロワット以上500キロワット未満の中規模の企業(需要家)も、割引の対象です。この場合、冬のピーク時の使用量が、昨年の冬を下回ることが適用条件です。



3. 今後の展開

電力消費量が比較的大きな企業であれば、今回の「割引制度」で、1カ月あたり数十万円から数百万円の料金を節約することができます。節電協力を通じて、コスト削減につながる今回の制度、多くの企業の参加が期待されます。東北電力は、来年1月に48万キロワットの電力が不足する見通しを発表していますが、今回の「割引制度」により、最大で15万キロワットの電力消費の抑制を目標にしています。

政府はこの冬、今年の夏のような厳しい節電対応を、企業に求める必要はないと見込んでいます。ただし、日本海側が厳しい冷え込みになりやすい「ラニーニャ現象」は、すでに発生しています。こういった状況を踏まえると、油断は禁物です。節電は国全体で取り組む大きな課題です。企業(大口需要家)だけでなく、私たち個人も、それぞれの立場で、しっかりと節電に努めることが重要です。こうした動きこそが、「しっかりとした震災復興」と「日本の安定成長」を可能にするのです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年11月14日【デイリー No.1,138】日本のGDP成長率(7-9月期)～震災の影響が緩和し、4四半期ぶりのプラス成長に転換～

2011年11月04日【キーワード No.700】この冬の「節電要請」と「対応状況」(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社